

日本皮膚外科学会最優秀演題賞 規定

第1条（名称）

本賞は、「日本皮膚外科学会最優秀演題賞」（以下、最優秀演題賞）と称する。

第2条（目的）

最優秀演題賞は、本学会学術集会において優れた発表を行った演者を表彰するもので、皮膚外科学に関わる会員の研鑽を奨励し、この分野の発展に寄与することを目的とする。

第3条（受賞資格）

最優秀演題賞の受賞候補者は、次の全ての条件を満たしていなければならない。

1. 発表演題の筆頭演者であること。
2. 皮膚外科学会の正会員であること。
3. 学術集会後3ヶ月以内に日本皮膚外科学会誌への抄録論文の投稿を行うこと。

第4条（選考）

最優秀演題賞の選考は以下のように行い、受賞者を決定する。

1. （投票）
学術集会の参加者が、聴講した発表演題に対して所定の方法で5段階評価での投票を行う。
2. （評価内容）
発表内容の新規性や独創性、明確な考察、適切な発表態度、的確な質疑応答、などを評価する。
3. （選考）
学会事務局が投票を集計し、教育委員会に報告する。教育委員会にて最高得点者1名を選出し、受賞資格を満たしていることを確認する。

第5条（受賞者の公表）

教育委員会は、最優秀演題賞の選考経過および受賞候補者を理事会に報告する。理事会の承認をもって受賞者を決定し、学会ホームページと学会誌で公表する。

第6条（表彰）

次年度の学術集会において、理事長は最優秀演題賞受賞者に対して表彰状および副賞を授与する。

第7条（規定改廃）

本規定の改廃は、理事会の議決を経て行われる。

付則

本規定は、2022年9月4日から施行する。